

『肥料販売届 Q & A』

Q 届出には手数料が必要ですか。

A 必要ありません。

Q 届出に有効期限はありますか。

A ありませんが、届出内容に変更があった場合や肥料の販売をやめた場合は届出が必要です。

Q 県内に複数の販売店舗があり、そのすべてで肥料を販売する場合、販売届出は店舗ごとに必要ですか。

A 同一県内にある複数の店舗で肥料を販売する場合は、店舗ごとでの届出ではなく一括で届け出てください。

Q すでに肥料販売届を提出しています。

今回、販売店舗を増やしますが、新しい販売届が必要ですか。

A 新規の販売届ではなくて、変更届（販売する事業場の追加）を提出してください。

Q 届出者は店舗名称（屋号）で良いでしょうか。

A 法人化していない場合は、個人名で届け出てください。

Q 合併等で住所が変わりました。変更届は必要ですか。

A 住所表示が変わっただけで、場所を移動していない場合は必要ありません。

Q 販売する店舗を増やした場合は、新しい届出が必要ですか。

A 同一県内で店舗を増やした場合は、新規の販売届出ではなく変更届が必要です。

又、他の都道府県で店舗を増やした場合はその都道府県に新規の販売届けか変更届が必要です。

Q イベント等で肥料を配布したいと思います。

この場合、販売届等は必要ですか。

Q 肥料の配布がそのイベント1回限りのものであれば不要です。

ただ、そのイベントが今後も継続し、肥料の配布を今後も継続する計画がある場合は、販売届の提出が必要です。

Q 植物の栽培セットの中に肥料を入れて販売しようと思います。

この場合、肥料の販売届は必要ですか。

A その肥料の容器等に法律で定める「保証票」が表示されている場合は届出が必要です。

土と肥料を混ぜている場合や、肥料を小分けして保証票が表示されていない状態であれば届出は必要ありません。

Q 肥料の製造業者ですが販売届は必要ですか。

A 必要です。

肥料を自己使用目的のみで製造する場合は、製造業の登録等、販売業の届出は必要ありません。

Q 肥料の製造業者ですが、販売届を出す際の「販売業務を行う事業場の所在地」は、主たる事務所の所在地で良いですか。

A 製造場所及び保管場所を販売業務を行う事業場としてください。